

文化の力で世界に貢献する京都の実現について

【担当省庁】内閣官房、内閣府、文部科学省、経済産業省

文化の都・京都の実現に向け、以下の措置を講じていただきたい。

- メディア文化（アニメ、映画、ゲーム等）のコンテンツが揃う京都の特色を生かした「太秦メディアパーク構想」の実現に向け、コンテンツ関連企業とクリエイターの集積を図っており、「クリエイター一等育成・文化施設高付加価値化支援事業」などによる支援
- 映画、音楽、漫画、ゲームなど各業界団体や各ジャンルによる既存のアワードと一線を画すジャンル・業界横断型の国際的表彰制度の創設に向けた支援
- 令和7年5月に京都で初めて開催された国内最大規模の国際音楽賞「MUSIC AWARDS JAPAN」及びその関連イベントについて、令和8年度以降も京都で開催するよう働きかけをしていただきたい

京都府・京都市共同提案

- 京都が有する歴史文化の重層性と継承の力を現代の視点で捉え直す寛永行幸四百年祭への財政的支援及び、その成果を踏まえて創設する京都発の文化継承と人材育成の取組に対する支援
- けいはんなオープンイノベーションセンター内に整備されたマンガ関連資料のアーカイブ研究拠点や「太秦メディアパーク」と、国において新たに整備予定の「メディア芸術ナショナルセンター（仮称）」との連携体制を構築するとともに、「メディア芸術連携基盤等整備推進事業」の十分な予算の確保
- 日本のアート市場を活性化させ、アジアにおけるアート市場の中心を日本が担う状況を目指すため、世界有数の文化観光都市で開催する「Art Collaboration Kyoto (ACK)」を国際アートフェアである Art Basel と連携した「アートウィーク東京」と連動する形で、日本発の国際的なアートフェアとして育成するための財政的支援
- 文化財の保存修理・整備や防災施設整備、維持管理等に要する費用負担が困難な状況において、都道府県・市町村・文化財所有者等が実施する文化財の保存・活用の取組に対する支援の充実

京 都 府 の担当課	文化生活部	文化政策室 (075-414-4215)
		文化芸術課 (075-414-4216)
	商工労働観光部	産業振興課 (075-414-4852)
	教育委員会	文化財保護課 (075-414-5896)

【国の事業等】

- メディア芸術の創造・発信プラン〔文化庁〕 9.1 億円
- 全国各地の魅力的な文化財活用推進事業〔文化庁〕 8.5 億円
- 「NEXT 日本博」（仮称）による文化コンテンツの拡充〔文化庁〕 45 億円
- 国立文化施設の機能強化・整備〔文化庁〕 334.8 億円
- 我が国アートのグローバル展開推進事業〔文化庁〕 1.4 億円

【京都府の取組】

- 太秦メディアパーク共創拡大事業 11 百万円
 - ▶太秦エリアにおいて、新たな産業創造拠点として情報関連産業に特化した都市型のリサーチパーク形成を目指す。
- クロスメディアパーク整備事業 34 百万円
 - ▶映像を核としたクロスメディア産業の育成と府内への波及を図るため、拠点の整備、人材育成、国際ネットワークの形成等、府内に波及効果をもたらす事業を総合的に展開する。
- 寛永行幸四百年祭事業 14 百万円
 - ▶令和8年度に「寛永行幸」から 400 年の節目を迎えるに当たり、「寛永行幸」の行事を再現するイベントを実施するとともに、寛永年間に花開いた「寛永文化」を振り返る記念祭を実施する。
- 文化芸術振興事業（映像文化振興事業） 9.7 百万円
 - ▶府所蔵の映画フィルムと映画関連資料の保守管理・公開業務を行う。
- 京都国際アート市場活性化事業 107 百万円
 - ▶世界各国のコレクターの来京を促す「京都国際アートフェア」等を開催し、京都で育てた作家が国際的に評価される仕組みを構築するとともに、京都の秋をアートで彩る取組を展開する。

文化庁との連携による新たな文化政策の展開について

【担当省庁】 文部科学省

文化庁の移転を迎え名実ともに文化首都となる京都から文化庁のリーダーシップのもと、次世代への文化の継承も踏まえた新たな文化政策を全国に波及できるよう、以下の措置を講じていただきたい。

- 次世代を担う子どもたちが古典に息づく精神や技を学ぶため、小中学校で生活文化（茶道・華道等）に親しむ体験機会を創出する取組への十分な財政的支援を行うとともに、伝統文化親子教室事業について、減額された補助上限額の見直し
- 現在の国の礎となった恭仁宮を、広く府民に知り・触れていただくための環境整備や府南部地域振興の核とする取組など、国民共有の財産であり、地域のシンボルである特別史跡・史跡を有効かつ効果的に活用、整備するための支援
- 障害者等による文化芸術活動推進事業において十分な予算を確保するとともに、地方障害者文化芸術活動推進基本計画を策定した自治体に対する確実な採択

京都府・京都市共同提案

- 令和4年度から文化庁共催となった「古典の日フォーラム」を引き続き古典の日推進委員会と共同して継続的に開催するとともに、古典のより深い理解につながる学習コンテンツの充実や活用等、「古典の日に関する法律」の趣旨にそって広く国民の古典への関心と理解を深めるよう 11月1日を基軸に認知度向上に向けた取組の推進
- 地域の祭礼・行事等の無形文化財の継承に向けて地域文化財総合活用推進事業の十分な予算の確保及び取組への支援
- 『文化財の匠プロジェクト』で示された国立の文化財修理センターを速やかに京都に設置するとともに、独立行政法人国立文化財機構の文化財保護に関する総合的な調査研究施設及びメディア芸術の創作・研究・アーカイブ機能を担う国家的機関の関西拠点を、大学や企業の研究施設等が集積する関西文化学術研究都市に設置し、産学官連携による最新の研究成果を国内外へ発信

京 都 府 の担当課	総合政策環境部 地域政策室 (075-414-4486)
	文化生活部 文化政策室 (075-414-4215)
	文化芸術課 (075-414-4216)
	健康福祉部 障害者支援課 (075-414-4608)
	商工労働観光部 文化学術研究都市推進課 (075-414-5196)
	教育委員会 学校教育課 (075-414-5831)
	高校教育課 (075-414-5846)
	文化財保護課 (075-414-5896)

【国の事業等】

- 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業〔文化庁〕 56.3 億円
- 伝統文化親子教室事業〔文化庁〕 14.9 億円
- 文化芸術創造拠点形成事業〔文化庁〕 10.4 億円
- 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業〔文化庁〕 40 億円
- 史跡等購入事業〔文化庁〕 100.2 億円
- 障害者等による文化芸術活動推進事業〔文化庁〕 4.4 億円
- 地域文化財総合活用推進事業〔文化庁〕 12.1 億円
- 国立文化財修理センターの整備等〔文化庁〕 1.3 億円

【京都府の取組】

- 文化の心次世代継承事業 40 百万円
 - ▶ 学校等に専門講師を派遣し、小中学生が華道・茶道等の生活文化を体験できる機会を創出
- 障害者文化芸術振興事業 35 百万円
 - ▶ 大学、芸術家、福祉事業者、企業、美術館、自治体等の関係機関で構成する「きょうと障害者文化芸術推進機構」を核として、障害者の芸術活動を支援
- 京の史跡・歴史遺産活用整備事業 12 百万円
 - ▶ 国指定史跡「恭仁宮」

奈良時代の約3年、平城宮から大極殿などを移築して遷都した都で、聖武天皇が墾田永年私財法や国分寺建立の詔を發布した都。小型モビリティやデジタル技術導入、活用整備に向けた土地取得・施設建設に対する予算拡充が必要

日本の文化遺産等の世界への発信について

【担当省庁】 文部科学省

〔世界遺産暫定一覧表への追加記載〕

日本文化の世界への発信やインバウンド強化を図るため、国内暫定リストの門戸を開放し、以下の項目を世界遺産暫定一覧表に追加記載していただきたい。

○「天橋立」

平成 20 年度に世界遺産暫定一覧表候補のカテゴリー I a 評価

○「宇治茶の文化的景観」

(世界遺産登録に繋がる国際的評価が高まる動き)

平成 28 年度にイコモスによる世界遺産登録の可能性調査に「宇治茶」が選出され、令和 3 年度に報告書が完成

〔重要無形文化財の保存・継承〕

「生活文化関係」の新設が予定されている重要無形文化財については、我が国の食文化を代表する存在の一つである京料理に携わる担い手をはじめ、多様な生活文化の担い手が、保持団体や保持者（人間国宝）として認定されるようお願いしたい。併せて、これらの「わざ」の錬磨や伝承に向けた支援の一層の充実をお願いしたい。【再掲】

(P120「京料理の登録無形文化財への登録を契機とした食文化等生活文化の振興について」参照)

〔登録無形文化財への登録等〕

エミー賞史上最多となる 18 部門を受賞した『SHOGUN 将軍』に代表されるように、改めてその価値が世界的に再認識された「日本の時代劇制作技術」について、その保存・継承・活用に向け、以下の措置を講じていただきたい。

○文化財保護法に基づく「登録無形文化財」への登録

○芸能分野として初の無形文化財登録に向けた積極的な助言及び財政的支援

【現状・課題等】

- 天橋立及び宇治茶の文化的景観が世界文化遺産として国際的に認められる価値（顕著な普遍的価値）を有することを証明するための調査を進め、暫定一覧表への掲載を目指している。
 - ▶ 世界遺産への登録は、まずは暫定一覧表に記載される必要がある。
 - ▶ しかし、平成 18・19 年度以降公募がなく追加記載されていない。（現状 4 件）
 - ▶ 日本文化の世界への発信強化、インバウンド強化に繋げるために、暫定一覧表への早期追加が必要
- 京都・太秦地域の撮影所をはじめとする日本の時代劇の制作技術は、すでに無形文化財として保護されている歌舞伎や浄瑠璃などの古典芸能を継承し、建築、着物、陶芸、庭園、和楽等の成果を取り込んだ総合芸術として学術的価値が認められ、次代に継承していく必要があるため「登録無形文化財」の登録を目指している。
 - ▶ 無形文化財登録は、文化庁の登録候補に選定される必要がある。
 - ▶ 登録無形文化財は、重要無形文化財とは異なり、国民の生活の推移の理解に不可欠な風俗習慣や民俗芸能など（無形民俗文化財）が中心
 - ▶ これまで、無形文化財登録制度では、芸能分野での登録はない。

京 都 府 の担当課	文化生活部	文化政策室(075-414-4215)
	商工労働観光部	産業振興課(075-414-4846)
	農林水産部	農産課(075-414-4944)

【京都府の取組】

■天橋立の世界遺産登録に向けた取組（新・世界遺産事業）

普遍的価値を強くアピールできる項目について、調査研究を強化するとともに、シンポジウム開催を通じて世界遺産登録への取組を広く周知。

H19. 9	文化庁へ暫定一覧表候補資産提案書提出
H20. 9	文化庁審議結果発表(暫定一覧表記載ならず。カテゴリー I a)
H25. 11	宮津天橋立が国の重要文化的景観に選定
H26. 7	世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案(原案)文化庁へ提出
H28. 6	成相寺旧境内(宮津市)が国の史跡に指定
H29. 4	「300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」が日本遺産に認定
H31. 2	「天橋立世界遺産講演会」を開催(R2.2、R4.2、R6.3)
R1. 9	ICOM京都大会2019で「天橋立」を含めたエクスカージョンを実施
R3. 2	調査研究の継続実施
R5. 2	「天橋立国際オンラインカンファレンス」を開催(R7.2)
R8. 3	世界遺産事前評価申請書(原案)文化庁へ提出

■宇治茶の文化的景観の世界遺産登録に向けた取組（宇治茶世界文化遺産登録推進戦略事業）

有識者による提案書の改定検討や、国際会議での「宇治茶の文化的景観」のPR、候補市町村における機運醸成のための地域フォーラムや宇治茶文化講座等を実施。

H28. 11	宇治茶がイコモス調査に選出され、調査論文を提出→前委員長から高評価
H30. 11	ユネスコ世界遺産センターから協働研究に宇治茶も参画するよう要請
H31. 3	和束町が重要文化的景観選定に向けて景観条例を制定、文化庁補助事業で調査開始
R1. 7	世界遺産委員会(アゼルバイジャン)で「宇治茶の文化的景観」をPR
R1. 9	ICOM京都大会2019で「宇治茶の文化的景観」を含めたエクスカージョンを実施
R1. 10	中国イコモス主催「茶文化的景観保護研究と持続的発展国際検討会」に参加
R3. 11	宇治茶も参画したイコモスのテーマ別研究の報告書が完成・公表
R4. 3	国際的な評価獲得のため、国際カンファレンスをオンライン開催
R4. 12	日本イコモス委員を京都に招へいし、現地視察と意見交換会を開催
R5. 3	「宇治茶の文化的景観」提案書の改訂版を公表

■時代劇制作技術の「登録無形文化財」登録に向けた取組

時代劇の無形文化財登録に向け、学術的調査、機運醸成のためのシンポジウム開催、文化庁による撮影所視察などを実施。

R4. 5	松竹撮影所とともに「登録無形文化財」登録を目指す
R5. 3	「京都の撮影所で継承されてきた時代劇制作技術の基礎調査」を実施
R5. 7	文化庁長官に調査報告書を手交
R5. 11	文化庁次長に調査報告書を手交→学術的評価の必要性について助言
R6. 4	文化庁が東映撮影所・松竹撮影所を視察
R7. 3	「時代劇制作技術の学術的評価に係る調査」を実施
R7. 5	文化庁次長に調査報告を手交→特有の制作技術の洗出し、言語化が必要との助言
R7. 6	本活動に関連する企業・団体・学会等に主旨説明及び活動に賛同を依頼 日本映画製作者連盟、VIPO(映像産業振興機構)ほか27団体(9月末現在)
R7. 9	経団連協力のもと「時代劇制作技術」の継承をテーマに俳優の中井貴一氏ほか有識者による「コンテンツの未来シンポジウム」を開催

京料理の登録無形文化財への登録を契機とした食文化等生活文化の振興について

【担当省庁】文部科学省、厚生労働省、警察庁

少子高齢化、生活様式の変化等により、日本人の生活に根ざした貴重な伝統文化である生活文化の行動者数は過去 30 年で大きく減少している。また、我が国の多様な食文化も、食生活の急激な変容等により、後世への継承が喫緊の課題となっており、日本料理の技の伝承の場である料亭が過去 30 年で約 90%減となる等、伝統的な「わざ」の継承が課題となっている。

平成 25 年に「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録され、平成 29 年に文化芸術基本法の中で食文化の振興を図ることが明記される中、京都の料理人等により継承されてきた伝統的な料理技術及び作法である「京料理」が令和 4 年に登録無形文化財に登録され、国内外で我が国の食文化が評価されてきているところ。

一方で、和食文化を支える京都の料亭・料理旅館は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の適用を受け、人材確保の阻害要因となっているほか、技術の習得に要する労働時間への上限規制の導入により、後継者育成への影響が懸念されている。

については、食文化をはじめとする生活文化の振興と次世代の人材育成に向けた取組に対する財政支援の拡充と、登録無形文化財の登録要件である食を通じた「京都らしさ」の表現をおこなう京料理のわざの担い手である女将、仲居等について風営法の規制対象外とすることについて、文化庁のリーダーシップのもと、「食文化推進本部」において課題提起いただく等、関係省庁に対し働きかけをお願いしたい。

さらに、「生活文化関係」の新設が予定されている重要無形文化財については、我が国の食文化を代表する存在の一つである京料理に携わる担い手をはじめ、多様な生活文化の担い手が、保持団体や保持者（人間国宝）として認定されるようお願いしたい。併せて、これらの「わざ」の錬磨や伝承に向けた支援の一層の充実をお願いしたい。

京 都 府 の担当課	文化生活部 文化政策室(075-414-4215) 商工労働観光部 観光室 (075-414-4877)
---------------	---

【現状・課題等】

■登録無形文化財の分野に「生活文化」が新設され生活文化が文化財として登録の対象となるとともに、平成25年度に和食のユネスコ無形文化遺産登録、令和4年度に京料理が登録無形文化財に登録

(京料理 登録無形文化財の概要 抜粋)

わざの担い手は3者からなる。主人は献立の作成やしつらいの決定を含むサービス全体を統括し、客をもてなす演出をおこなう。料理人は京料理に特有の食材(京野菜、鱧等)を用いて、京料理特有の技術も交えながら調理をおこなう。女将・仲居は接遇を通じてサービスに込められた文化的意味を客に提供する。

以上のように、京料理は、生活文化に係る歴史上の意義を有するとともに、芸術上の価値の高いものである。

(登録の要件)

- 1 食を通じて「京都らしさ」を表現することで、客をもてなすこと。
- 2 次の点を踏まえて「京都らしさ」を表現すること。
京都の伝統行事、風俗慣習及び気候風土を反映させること。
京都の伝統的な美意識に沿った節度と品位を保持すること。
- 4 料理、しつらい及び接遇を統括し、もてなしの演出をおこなうこと。
- 5 伝統的な京料理の特質を保持すること。
- 6 料理及びしつらいに込めた文化的意味を、接遇を通じて客に提供すること。

■文化庁移転の地に京都が選ばれた背景には、日々の生活の中に日本人の心根が残っている点があり、京都の生活文化を生かし、日本をリードする必要がある。

■料理生活衛生同業組合や料亭関係者等からも、料亭・料理旅館を風営法の規制対象外とすることについて、要望あり。

【国の事業等】

■食文化あふれる国・日本プロジェクト〔文化庁〕 1.8億円

■無形文化財の伝承・公開〔文化庁〕 67.9億円

■文化庁において令和5年4月に参事官(生活文化連携担当)を新設するとともに、文化庁長官直属の「食文化推進本部」を設置

【京都府の取組】

■京都の食文化・無形文化財「京料理」の魅力発信事業(令和4年度)

■「京都・和食の祭典」の開催(平成27年度から開催)

- ▶ 和食の魅力、京都の食文化の魅力を体感等できる取組
- ▶ 令和6年度は、京都の伝統的な食文化等を中心とした情報発信を実施